

平成 24 年 12 月 27 日  
本 部 事 務 局

## 関西広域連合公平委員会の自治法委託について

## 1 公平委員会の委託について

- ・委託先：構成団体へ委託（広域連合長府県以外の団体）
- ・委託期間：2年間の持ち回り
- ・第1期委託先：京都府（平成22年3月11日～平成25年3月31日）
- ・第2期委託先：大阪府（平成25年4月1日～平成27年3月31日）

(建制順)

	H22～	H25～	H27～
公平委員会（自治法委託）	京都府	大阪府	和歌山県
選挙管理委員会（委嘱）	滋賀県	京都府	大阪府

## 2 公平委員会への委託事務について

- ・勤務条件に関する措置要求審査
- ・不利益処分に関する不服申し立て審査
- ・苦情の処理
- ・法律に基づき、その権限に属せしめられた事務

※「勤務条件に関する措置の要求の状況」及び「不利益処分に関する不服申し立ての状況」報告

## ◆根拠法令

○地方自治法第252条の14

・普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。